

令和6年度

黒滝村一般会計補正予算書（第2号）

令和6年度黒滝村一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,941千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,909,210千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年6月27日専決

黒滝村長 植田 忠三郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		138,715	6,508	145,223
	2 国庫補助金	111,574	6,508	118,082
15 県支出金		84,636	940	85,576
	2 県補助金	42,291	940	43,231
18 繰入金		319,576	△4,407	315,169
	1 基金繰入金	319,576	△4,407	315,169
21 村債		265,800	△1,100	264,700
	1 村債	265,800	△1,100	264,700
歳入合計		1,907,269	1,941	1,909,210

(歳 出)

(単位:千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		449,148	6,508	455,656
	1 総務管理費	419,493	6,508	426,001
7 商工費		63,681	△4,567	59,114
	1 商工費	63,681	△4,567	59,114
歳	出	合	計	
		1,907,269	1,941	1,909,210

第 2 表

地 方 債 補 正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
地域公共交通対策事業	9,400	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公営企業等金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	過疎債 １２年以内（内据置３年以内） ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は、低利に借り替えることができる。		変	更	な し
地域情報化事業	1,000	〃	〃	過疎債 １２年以内（内据置３年以内） ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は、低利に借り替えることができる。		変	更	な し
社会福祉事業	73,800	〃	〃	過疎債 １２年以内（内据置３年以内） 緊急防災・減災事業債 ２０年以内（内据置３年以内） ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は、低利に借り替えることができる。		変	更	な し
児童福祉事業	400	〃	〃	過疎債 １２年以内（内据置３年以内） ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は、低利に借り替えることができる。		変	更	な し
医療企業団整備事業	10,100	〃	〃	過疎債 １２年以内（内据置３年以内） ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は、低利に借り替えることができる。		変	更	な し
環境衛生施設整備事業	8,900	〃	〃	過疎債 １２年以内（内据置３年以内） ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は、低利に借り替えることができる。		変	更	な し
農山漁村整備事業	15,100	〃	〃	過疎債 １２年以内（内据置３年以内） 辺地債 １０年以内（内据置２年以内） ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は、低利に借り替えることができる。		変	更	な し
治山事業	4,500	〃	〃	公共施設等適正管理推進事業債 ２０年以内（内据置３年以内） ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は、低利に借り替えることができる。		変	更	な し
観光施設整備事業	5,700	〃	〃	過疎債 １２年以内（内据置３年以内） 緊急防災・減災事業債 ２０年以内（内据置３年以内） ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は、低利に借り替えることができる。		変	更	な し

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
文化財整備事業	2,200	〃	〃	過疎債 12年以内（内据置3年以内） ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は、低利に借り替えることができる。		変	更	なし
商工振興事業	2,000	〃	〃	過疎債 12年以内（内据置3年以内） ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は、低利に借り替えることができる。	900		変 更	なし
道路構造物長寿命化事業	15,800	〃	〃	過疎債 12年以内（内据置3年以内） 辺地債 10年以内（内据置2年以内） ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は、低利に借り替えることができる。		変	更	なし
緊急自然災害防止対策事業	2,800	〃	〃	緊急自然災害防止対策事業債 10年以内（内据置2年以内） ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は、低利に借り替えることができる。		変	更	なし
道路新設改良事業	5,000	〃	〃	過疎債 12年以内（内据置3年以内） ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は、低利に借り替えることができる。		変	更	なし
住宅整備事業	41,700	〃	〃	過疎債 12年以内（内据置3年以内） ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は、低利に借り替えることができる。		変	更	なし
急傾斜地崩壊対策事業	700	〃	〃	公共事業等債 20年以内（内据置3年以内） ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は、低利に借り替えることができる。		変	更	なし
消防施設整備事業	6,600	〃	〃	過疎債 12年以内（内据置3年以内） ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は、低利に借り替えることができる。		変	更	なし
教育振興事業	8,900	〃	〃	過疎債 12年以内（内据置3年以内） ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は、低利に借り替えることができる。		変	更	なし
保健体育施設整備事業	49,700	〃	〃	過疎債 12年以内（内据置3年以内） ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は、低利に借り替えることができる。		変	更	なし

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	1,500	〃	〃	臨時財政対策債 20年以内（内据置3年以内） ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は、低利に借り替えすることができる。		変	更	な し
計	265,800				264,700			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括 (歳入)

(単位:千円)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
14 国庫支出金	138,715	6,508	145,223
15 県支出金	84,636	940	85,576
18 繰入金	319,576	△4,407	315,169
21 村債	265,800	△1,100	264,700
歳入合計	1,907,269	1,941	1,909,210

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	449, 148	6, 508	455, 656	6, 508			
7 商工費	63, 681	△4, 567	59, 114	940	△1, 100		△4, 407
歳 出 合 計	1, 907, 269	1, 941	1, 909, 210	7, 448	△1, 100		△4, 407

2. 歳 入

(款) 14. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 総務費国庫補助金	21,274	6,508	27,782	2. 物価高騰対応重点 支援地方創生臨時 交付金	6,508	給付金・定額減税一体支援枠分 (累計6,508)
計	111,574	6,508	118,082			

(款) 15. 県支出金

(項) 2. 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
6. 商工費県補助金	4,000	940	4,940	1. 観光振興費補助金	940	奈良県産官学連携による魅力ある地域づくり支援補助金 (累計940)
計	42,291	940	43,231			

(款) 18. 繰入金

(項) 1. 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 基金繰入金	319,576	△4,407	315,169	1. 繰入金	△4,407	財政調整基金繰入金 (累計152,952)
計	319,576	△4,407	315,169			

(款) 21. 村債

(項) 1. 村債

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5. 商工債	9,900	△1,100	8,800	3. 商工振興事業	△1,100	過疎債 移動販売車両購入事業（ソフト事業） (累計900)
計	265,800	△1,100	264,700			

3. 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
8. 物価高騰対応重点支援対策費	0	6, 508	6, 508	6, 508				10. 需用費	516	消耗品費	
										(累計516)	
										低所得者世帯分消耗品費	10
										(累計10)	
										住民税均等割のみ課税世帯分消耗品費	5
								(累計5)			
								子ども加算分消耗品費	1		
								(累計1)			
								調整給付分消耗品費	500		
								(累計500)			
								11. 役務費	112	通信運搬費	
										(累計112)	
										低所得者世帯分郵送料	13
										(累計13)	
住民税均等割のみ課税世帯分郵送料	10										
(累計10)											
子ども加算分郵送料	4										
(累計4)											
調整給付分郵送料	85										
(累計85)											
18. 負担金補助及び交付金	5, 880	給付費									
		(累計5, 880)									
		低所得者世帯分給付費	900								
		(累計900)									
		住民税均等割のみ課税世帯分給付費	600								
(累計600)											
子ども加算分給付費	100										
(累計100)											

										調整給付分給付費 (累計4,280)	4,280
計	419,493	6,508	426,001	6,508							

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
2. 観光振興費	55,800	△4,567	51,233	940	△1,100		△4,407	13. 使用料及び賃借料	1,200	使用料及び賃借料 (累計4,102) 移動販売車リース料 1,200 (累計1,200)
								17. 備品購入費	△5,767	機械器具費 (累計0) 移動販売車両購入費 △5,767 (累計0)
計	63,681	△4,567	59,114	940	△1,100		△4,407			